

中核的労働要求事項に関する方針声明

1、児童労働の禁止、若年労働者への配慮

当社は、最低就業年齢に満たない児童に労働させない。18 歳未満の若年従業員を夜勤や残業など、健康が損なわれる可能性のある危険業務に従事させません。

2、強制労働の禁止

当社は、あらゆる形態（強制、拘束、非人道的な囚人労働など）での強制労働を排除します。また、従業員の雇用を自ら終了する権利を尊重します。

3、職業と雇用における差別の撤廃

当社は、基本的人権を尊重し、国籍・人種・性別・出身地・宗教・疾病・障がいによる差別、ハラスメント等、人権を無視する行為を行いません。

4、結社の自由と団体交渉権の尊重

当社は、労働環境や賃金水準などの労使間協議を実現する手段としての結社の自由及び団体交渉権を尊重します。

2022 年 9 月 22 日

株式会社福島封筒

代表取締役 福島和美

